

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

平成27年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月2日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第 5 号

平成 27 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 6 号）について

平成 27 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 199,901 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,829,115 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び廃止は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更及び廃止は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 28 年 3 月 31 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,363,274	119	2,363,155
	4 町たばこ税	216,000	119	215,881
2 地方譲与税		113,001	15,343	128,344
	1 地方揮発油譲与税	33,000	5,987	38,987
	2 自動車重量譲与税	80,000	9,356	89,356
3 利子割交付金		3,800	56	3,744
	1 利子割交付金	3,800	56	3,744
4 配当割交付金		2,500	4,563	7,063
	1 配当割交付金	2,500	4,563	7,063
5 株式等譲渡所得割交付金		300	4,654	4,954
	1 株式等譲渡所得割交付金	300	4,654	4,954
6 地方消費税交付金		352,000	72,454	424,454
	1 地方消費税交付金	352,000	72,454	424,454
7 自動車取得税交付金		17,000	4,884	21,884
	1 自動車取得税交付金	17,000	4,884	21,884
10 地方交付税		3,629,799	131,213	3,761,012
	1 地方交付税	3,629,799	131,213	3,761,012
11 交通安全対策特別交付金		3,171	386	2,785
	1 交通安全対策特別交付金	3,171	386	2,785
12 分担金及び負担金		196,738	3,009	193,729

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 負担金	191,188	3,009	188,179
13 使用料及び手数料		83,223	243	83,466
	1 使用料	67,700	543	67,157
	2 手数料	15,523	786	16,309
14 国庫支出金		1,381,580	2,998	1,378,582
	1 国庫負担金	901,030	5,890	906,920
	2 国庫補助金	475,596	8,923	466,673
	3 国庫委託金	4,954	35	4,989
15 県支出金		1,084,383	15,040	1,069,343
	1 県負担金	516,430	5,982	510,448
	2 県補助金	505,317	9,071	496,246
	3 県委託金	62,636	13	62,649
16 財産収入		15,217	216	15,433
	1 財産運用収入	10,790	72	10,718
	2 財産売払収入	4,427	288	4,715
17 寄附金		12,171	2,015	14,186
	1 寄附金	12,171	2,015	14,186
18 繰入金		684,015	327,391	356,624
	2 基金繰入金	676,929	327,391	349,538
20 諸収入		138,039	4,287	133,752

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 町預金利子	190	106	296
	4 受託事業収入	2,649	42	2,607
	5 雑入	127,697	4,351	123,346
21 町債		852,900	82,200	770,700
	1 町債	852,900	82,200	770,700
歳入	合計	11,029,016	199,901	10,829,115

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		109,129	0	109,129
	1 議会費	109,129	0	109,129
2 総務費		1,607,415	8,957	1,616,372
	1 総務管理費	788,041	29,460	817,501
	2 企画費	597,653	20,173	577,480
	3 徴税費	127,022	0	127,022
	4 戸籍住民登録費	53,353	330	53,023
3 民生費		3,639,743	52,221	3,587,522
	1 社会福祉費	1,615,560	19,684	1,595,876
	2 児童福祉費	2,021,673	30,037	1,991,636
	3 災害救助費	2,510	2,500	10
4 衛生費		594,021	13,698	580,323
	1 保健衛生費	271,951	6,766	265,185
	2 清掃費	181,423	5,816	175,607
	3 上水道費	11,230	1,116	10,114
5 労働費		44,737	4,320	40,417
	1 労働諸費	44,737	4,320	40,417
6 農林水産業費		244,970	3,472	241,498
	1 農業費	223,601	3,431	220,170
	3 水産業費	21,314	41	21,273

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		109,066	7,438	101,628
	1 商工費	109,066	7,438	101,628
8 土木費		1,382,783	33,851	1,348,932
	1 土木管理費	73,763	1,484	72,279
	2 道路橋りょう費	543,583	19,993	523,590
	3 都市計画費	751,031	10,127	740,904
	4 住宅費	14,406	2,247	12,159
9 消防費		743,118	72,234	670,884
	1 消防費	743,118	72,234	670,884
10 教育費		1,290,303	21,624	1,268,679
	1 教育総務費	160,372	6,046	154,326
	2 小学校費	309,645	6,363	303,282
	3 中学校費	98,812	4,218	94,594
	4 社会教育費	465,991	1,415	464,576
	5 保健体育費	255,483	3,582	251,901
12 公債費		1,242,523	0	1,242,523
	1 公債費	1,242,523	0	1,242,523
歳出	合計	11,029,016	199,901	10,829,115

第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	津波避難タワー建設事業	218,439	平成26年度	86,421	171,208	平成26年度	86,421
				平成27年度	132,018		平成27年度	84,787

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
7 商工費	1 商工費	八戸広域観光推進事業	721

廃止

款	項	事業名	金額
			千円
7 商工費	1 商工費	地域空き店舗活用支援事業（地方創生）	1,510
7 商工費	1 商工費	おいらせ検定策定事業（地方創生）	2,796
10 教育費	1 教育総務費	百石高等学校支援事業（地方創生）	500

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
阿光坊古墳群ガイダンス施設建設事業 (合併特例事業)	千円 136,000	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 131,500	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	395,200				千円 320,000			

廃止

起債の目的	限度額
災害援護資金貸付事業	千円 2,500